

## 37 酒類の輸出支援の取組(1)

### 【これまでの主な取組】

- 【国際交渉による輸出障壁の解消】
  - EPA交渉による関税の撤廃(例：メキシコ、チリ、フィリピン、スイス、ベトナムなどにおいて清酒の関税撤廃)
  - 二国間交渉による、非関税障壁の緩和・撤廃(例：カナダにおける特定名称酒への「Premium」表示の許可)
  - 知的財産保護(第三者による商標登録や模造品対策等)のための関係国への働きかけ

### 【輸出支援のための制度の整備】

- 福島第一原子力発電所の事故を受け、輸有用酒類に関する証明書(生産日、産地、放射能分析)の発行体制を整備
- 地域ブランドの確立の観点から、地理的表示制度を改正し、対象品目に「清酒」を追加(平成17年10月)  
(現在指定されている地理的表示：単式蒸留しやちゅう、「壱岐」、「琉球」、「薩摩」清酒、「白山」)
- 台湾、EUへ輸出する酒類に添付する証明書等の発行体制の整備  
(それぞれ平成17年12月、平成19年11月から独立行政法人酒類総合研究所において実施)
- EUへ輸出する果実酒に原料ぶどう品種名を表示するための、外国機関へのぶどう品種名登録体制の整備  
(平成22年4月から独立行政法人酒類総合研究所において実施)

### 【その他の輸出環境整備】

- 諸外国における酒類輸入関連制度の調査・ウェブページでの公表(米、EU、スイス及び中国)
- 酒類の輸出免税等の手続についてのマニュアルの作成・ホームページにて公表
- 清酒ラベルの用語辞典の英語版、中国語版(繁体字・簡体字)、ハンダ版の作成・配布(独立行政法人酒類総合研究所において実施)
- 在外公館や海外見本市における農産品輸出促進イベント等の情報提供

### 【上記活動を推進するための連携体制】

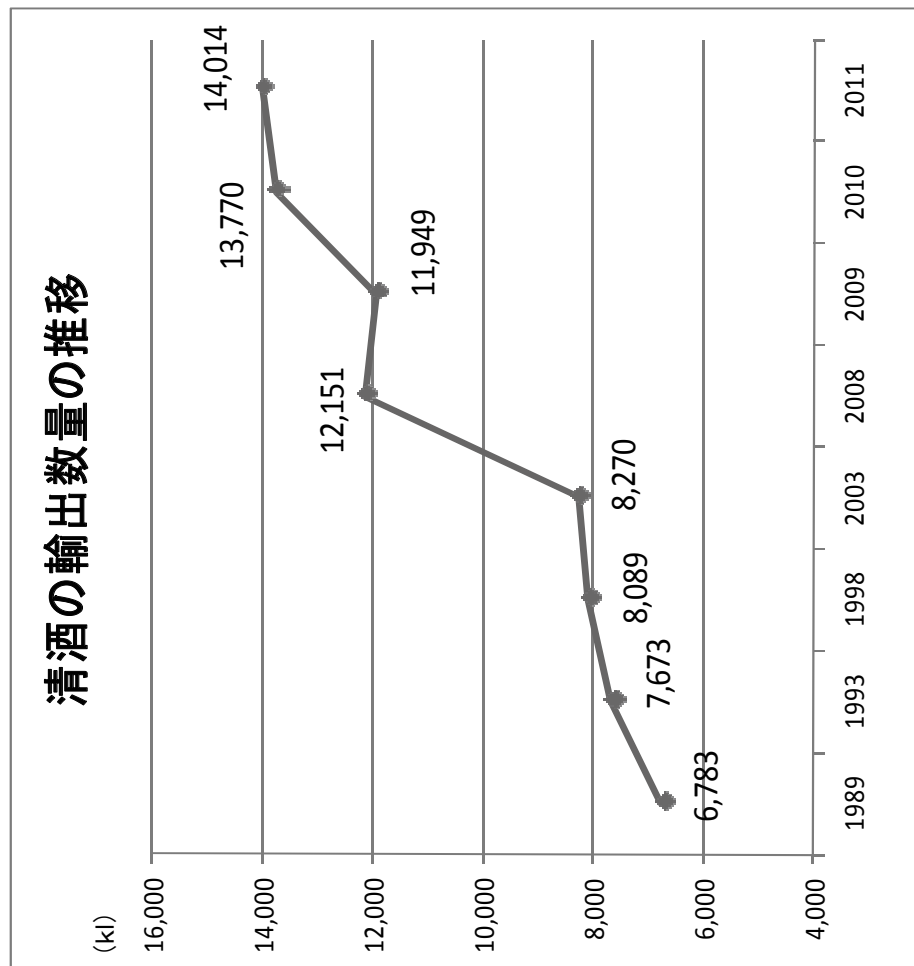
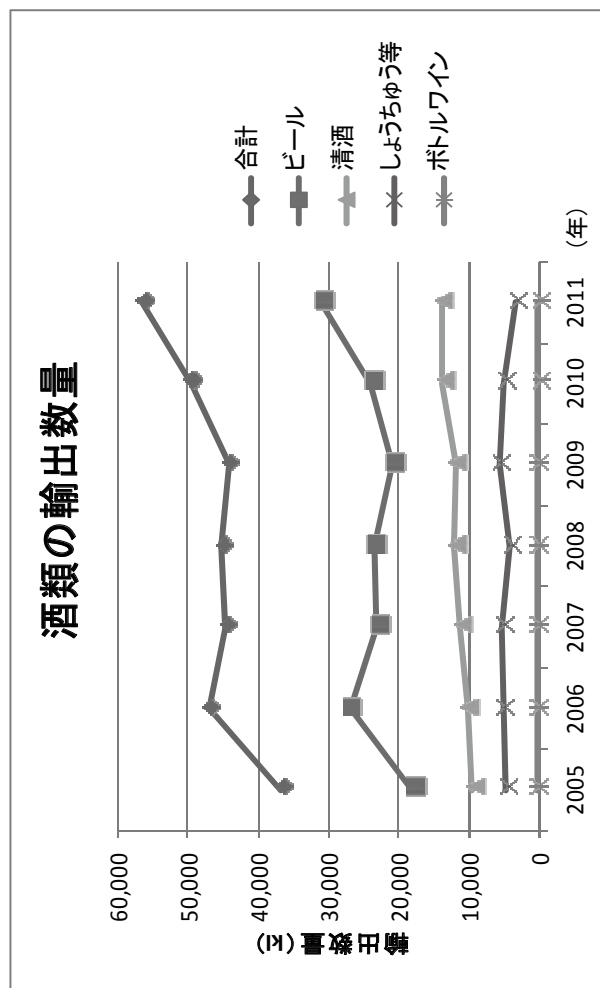
- 酒業界等との各種協議会・意見交換会を開催
- 関係省庁・機関との連携(農林水産省、外務省、経済産業省、特許庁、中小企業庁、日本貿易振興機構(ジェトロ)など)



酒類産業の活性化の取組の一環として、引き続き官民の役割分担に  
 配慮しつつ、関係省庁・機関と連携し効果的な輸出環境の整備に取り組みます。

## 38 酒類の輸出支援の取組（2）

- 海外での日本食ブームに伴い、日本文化としての酒類等への評価が高まっているところ、酒類の輸出数量は、概ね増加傾向にある。
- 特に我が国の伝統的酒類である清酒の輸出数量が順調に増加している。



	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年
合計	36,787	47,022	44,607	45,216	44,290	49,591	56,507
ビール	18,081	27,029	23,099	23,526	20,925	23,978	31,078
清酒	9,537	10,269	11,334	12,151	11,949	13,770	14,014
しょうちゅう等	4,707	5,155	5,285	4,201	5,773	5,035	3,406
ボトルワイン	330	388	314	312	338	212	245

出典：財務省貿易統計

(注) 関税分類上、2207類に分類されるエチルアルコールについては、酒類の輸出数量の合計から除外している。